

# 鳥羽市都市計画審議会運営規程

平成 14 年 2 月 8 日

鳥羽市都市計画審議会決定

平成 22 年 5 月 13 日改定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥羽市都市計画審議会条例(昭和 46 年 3 月条例第 2 号)第 10 条の規定に基づき、鳥羽市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選任)

第 2 条 会長の選任は選挙によって行い、その方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 副会長の選任は互選によって行い、最多数をもって当選人とする。

3 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票によって定めるものとする。

4 審議会は、委員に異議のないときは、第 1 項の選挙及び第 2 項の互選に代えて指名推薦の方法を用いることができるものとする。

(会長及び副会長の任期)

第 3 条 会長及び副会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長、副会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長、副会長が欠けたときは、次回の審議会において選任を行うものとする。

(議事の説明者)

第 4 条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。

(1) 鳥羽市情報公開条例(平成 12 年条例第 27 号)第 8 条各号の規定

に該当する情報を含む事項に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障があると認められる場合

2 傍聴の要領については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めがない事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月8日から施行する。

附 則 (平成22年5月13日改定)

この規程は、平成22年5月14日から施行する。